

道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項
(安全・安心まちづくり推進要綱より抜粋)

第1 通則

1 目的

この留意事項は、まちづくりにおいて重要な位置を占める道路・公園等の公共施設等の整備・管理について防犯上考慮すべき事項を示すことにより、公共施設等の新設・改修に際して犯罪抑止に配慮した環境設計を行い、国民が安全に安心して暮らせる地域社会を創出することを目的とする。

2 具体の適用

この留意事項は、全ての場合において一律に適用する性格のものではない。具体の地域においての適用に当たっては、各施設及びその周辺における犯罪の発生状況、各施設の利用状況、住民の意向等を考慮に入れつつ、関係者間で密接な連携を取って、重点をおくべき事項や具体的方策を適切に判断すること。その際、地域の実態を把握しておくことが重要であることから、犯罪の発生状況等に係る情報の共有を含め、関係者間で十分な意思疎通、情報交換を図ること。

第2 留意事項

1 道路

(1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)

照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度(注2)を確保すること。

ロ 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

ハ 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用も検討すること。

見通し

イ 道路における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。

また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。

ロ 住宅、学校等の囲障は、ブロック塀はできる限り避け、柵など見通しのよいものにする。

ハ 狭い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災に加えて防犯上も有効である。角地の隅切りも効果がある。

二 地下道等で犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯カメラその他の防犯設備を設置する。

(2) 犯罪企図者の接近の制御(注3)

特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪企図者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的である。安全な交通の確保の観点から必要な範囲においてガードレールの設置、道路交通環境の整備等の観点から必要な範囲において植栽の設置その他の適切な方法により接近の制御を図る。

2 公園

(1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)

照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度(注2)を確保すること。

ロ 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

見通し

イ 公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。

また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。

ロ 公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。特に公衆便所は危険の大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保する。

ハ 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度(注4)を確保すること。

3 駐車場・駐輪場

(1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)

照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度(注2・注5)を確保すること。

ロ 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

見通し

駐車場・駐輪場の外周のフェンス、柵等はできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保するとともに、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメ

ラその他の防犯設備を設置する。

(2) 犯罪企図者の接近の制御(注3)

駐車場・駐輪場については、その外周において柵等により周囲と区分し、可能であれば出入口には自動ゲート管理システムの設置、管理人の配置等を行う。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。

4 その他

(1) 特に犯罪の多い地区の公共施設等においては、緊急通報装置、防犯ベル等の設置を推進することが重要である。特に公衆便所の各個室など犯罪発生危険が大きいものについては、できる限り防犯ベル(注6)を設置する。

(2) 低コストで高い照度を得られる照明設備の開発・導入に努めること。

(3) 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上(領域性の強化)(注7)

地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理に参加するような施設は、犯罪の抑制に効果的であると考えられるため、道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。その際、軽微な犯罪であっても放置されれば地域全体の治安の悪化につながるの考えに沿って、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も行う。

住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果にかんがみ、通過交通の抑制、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等が必要な場合に「コミュニティ道路」(注8)等の整備を積極的に行う。

問題意識の共有を図るため、当該地区の公共的な空間における犯罪の発生状況その他の具体的な情報について、被害者のプライバシー等に十分配慮しつつ、地域の住民及び地方公共団体等に積極的に提供すること。

(注1) 多くの人の目(視線)を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかも知れない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

(注2) 「人の行動を視認できる」ためには、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度(地面又は床面における平均照度。以下同じ。)が概ね3ルクス以上必要である。

(注3) 犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより犯罪の機会を減少させる。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

(注4) 「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度が概ね50ルクス以上必要である。

(注5) 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、

自動車の車路の路面	10ルクス以上
自動車の駐車の用に供する部分の床面	2ルクス以上

と規定している。

(注6)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンをおすことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注7)住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成するとともに地区の施設等の十分な維持管理を行うことを通じ、住民等による防犯活動を活発化させるとともに、犯罪企図者に「立ち入れば部外者として目立ってしまう」と意識させて犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

(注8)周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道部の復員を広くとる、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。